

資料編（川崎市に適用されている環境基準等）

■ 大 気 質

<市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準>

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	0.04ppm以下	0.04ppm以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm以下	0.10ppm以下	0.1ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10mg/m ³ 以下	0.10mg/m ³ 以下	長期的評価：1日平均値の2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20mg/m ³ 以下	0.20mg/m ³ 以下	
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35μg/m ³ 以下	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。1日平均値については、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15μg/m ³ 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	日平均値の年間98%値がゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm以下	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm以下	短期的評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm以下	

備考：2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値 / 98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値
微小粒子状物質については、2009年9月に国が新たな環境基準を設定

<有害大気汚染物質の環境基準>

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ (3μg/m ³) 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ (200μg/m ³) 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ (200μg/m ³) 以下であること	ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ (150μg/m ³) 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

■ 水 質

ア 健康項目（環境基準）

項 目	河川	海或	項 目	河川	海或
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	0.003以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1以下	1以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006以下	0.006以下
鉛	0.01以下	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
六価クロム	0.05以下	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
砒素	0.01以下	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下
総水銀	0.0005以下	0.0005以下	チウラム	0.006以下	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003以下	0.003以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	ベンゼン	0.01以下	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	セレン	0.01以下	0.01以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0以下	1.0以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	ふっ素	0.8以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	ほう素	1以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05以下

イ 生活環境項目

① 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類 型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
B類型	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C類型	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D類型	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E類型	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流） D類型：鶴見川上流（鳥川合流点より上流） E類型：鶴見川下流（鳥山川合流点より下流）

（水生生物保全水質環境基準）

項目 類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は、日間平均値とする。
2 生物B：多摩川中・下流（拝島橋より下流）

② 海域（環境基準）

項目 類 型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキシル抽出物質 (油分等)
B類型	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	検出されないこと
C類型	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—

備考 B類型：運河等を除く川崎港 C類型：運河等

（窒素及び磷に係る環境基準）

項目 類 型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）	
		全 窒 素	全 磷
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

（水生生物保全水質環境基準）

項目 類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下

③ 市内河川（川崎市水環境保全計画における環境目標）

対象項目 対象水域	環 境 目 標 値		
	BOD	COD	生物
AA目標	3mg/L以下	5mg/L以下	多様な生物が生息できる水質
A目標	5mg/L以下	5mg/L以下	
B目標	8mg/L以下	8mg/L以下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ 等の魚類が生息できる水質
C目標	5mg/L以下	10mg/L以下	コイ、フナが生息でき不快のない水質

AA目標の対象河川：五反田川、二ヶ領用水、平瀬川

A目標の対象河川：三沢川

B目標の対象河川：麻生川、片平川、真福寺川

C目標の対象河川：矢上川、有馬川、渋川

③-2 親水施設の水環境保全目標

〔Ⅰ目標 水遊びのできる川〕：きれいで豊かな水とのふれあい、多様な水生生物に親しめる川

〔Ⅱ目標 魚などの生き物に親しめる川〕：魚や水棲昆虫がすみ、魚釣りなどをとおして生物に親しめる川

〔Ⅲ目標 散策のできる水辺〕：浮遊ごみや悪臭による不快感がなく、水辺植物を植生し、散策を楽しめる川

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒 素	0.01 以下	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 以下
総 水 銀	0.0005 以下	チ ウ ラ ム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	セ レ ン	0.01 以下
クロロエチレン	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 以下	ふ っ 素	0.8 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 以下	ほ う 素	1 以下
1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 以下	1, 4 - ジオキサン	0.05 以下

■ 土壌汚染（環境基準）

項 目	環境上の条件
カ ド ミ ウ ム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1, 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふ っ 素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほ う 素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 4 - ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

ダイオキシン類(環境基準)

媒体	基準値
大 気	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	年間平均値が1pg-TEQ/L以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

騒 音

① 道路に面する地域以外の地域(一般地域) (環境基準)

(単位:デシベル)

地域類型	該 当 地 域	基準値 (LA _{eq,T})	
		昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌午前6時まで)
A	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	55以下	45以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60以下	50以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

②道路に面する地域(環境基準)

(単位:デシベル)

地 域 の 区 分	基準値 (LA _{eq,T})	
	昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1 織列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位:デシベル)

基 準 値 (LA _{eq,T})	
昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌午前6時まで)
70以下	65以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 - ・前項に掲げる道路を除く(ほか)、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

③ 自動車騒音に係る要請限度(要請限度)

(等価騒音レベルLA_{eq,T})

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時

a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20mの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず特別として次のとおりとする。

（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

④ 鉄道：新幹線沿線（環境基準）

（単位：デシベル）

地 域 の 区 分	基 準 値
・主として住居の用に供される地域	70以下
・商工業の用に供される地域 ・通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

⑤ 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（指針）

新線	等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）として、昼間（7～22時）については60dB(A)以下、夜間（22時～翌日7時）については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

■ 振 動

① 道路交通振動に係る要請限度（要請限度）

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
該当地域		8時から19時	19時から翌日の8時
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域	65	60
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域、第二種住居地域		
	準住居地域、無指定		
第2種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

② 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（指針）

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。（ここでいう補正加速度レベルは、振動加速度レベルと同一のものである。）